小規模食品事業者パワーアップ事業費補助金審査要領

(目的)

第1条 この要領は、小規模食品事業者パワーアップ事業費補助金の補助事業者の適正 かつ公正な選定を行うために必要な事項を定めることを目的とする。

(審査方法)

- 第2条 審査は、事前に提出された申請書類及び審査委員会当日の申請者による説明の内容に対して、各審査委員が第3条各号の審査項目ごとに評価・採点した上で、各審査委員の評価点の平均が20点以上の者のうち、各審査委員の評価点の総合計が上位の者から予算の範囲内で補助事業者として選定する。
- 2 前項の選定において、同順位の者が複数あった場合は、協議の上、過半数の審査委員の 意見をもって決定する。また、選定の賛意を示す審査委員が過半数に満たない場合は、審 査委員長の裁定をもって決定するものとする。
- 3 その他の選定に係る事項を決定する場合も、前項と同様の取り扱いとする。

(審查項目等)

- 第3条 審査項目は、次の各号のとおりとし、評価の視点及び傾斜倍率については、別添の 審査票に記載のとおりとする。
 - 一 申請事業の目的・内容の妥当性
 - 二 申請事業の効果
 - 三 実現可能性
 - 四 地域経済への波及効果
 - 五 補助事業者としての妥当性
 - 六 県の補助金の利用実績の有無

(審査基準)

第4条 第2条第1項の採点にあたっては、第3条の審査項目ごとに5段階の評価とし、次の基準による配点とする。

配点	評価基準
5	たいへんよい
4	よい
3	適当である(標準)
2	やや問題がある
1	不適

(意見)

第5条 各審査委員は、第2条第1項の審査の際、必要に応じて、審査項目ごとに評価の根拠となった意見や、今後の事業化の参考とすべき意見を審査票に記載するものとする。

附則

この要領は、令和元年6月27日から施行する。

審査票

事業者名:

審査委員名:

	審査項目及び評価の視点	評価点数	傾斜 倍率	最終 評価点	意見
1	【審査項目】 申請事業の目的・内容の妥当性 【評価の視点】 ・ 申請する事業実施の方法が適当で、申請する 事業目的の達成に適しているか。	/	× 1		
2	【審査項目】 申請事業の効果 【評価の視点】 ・ 事業実施後の目標とする経営指標(付加価値額等)は事業実施前と比較して十分に向上するか。 ・ 費用対効果(付加価値額の増加額÷補助金要望額)は十分か。	/	× 2		
3	【審査項目】 実現可能性 【評価の視点】 ・ ビジネスとして実現性や継続性が高く、申請 者において実行可能であるか。 ・ 事業実施後の目標とする経営指標(付加価値 額等)は妥当か。	/	× 1		
4	【審査項目】 地域経済への波及効果 【評価の視点】 ・ 県際収支の改善(県外からの移入減少、県外 への移出増)が見込まれるか。 ・ 地域の小規模食品製造事業者のモデルとなる 取組か。	/	× 1		
5	【審査項目】 補助事業者としての妥当性 【評価の視点】 ・ 財務基盤は安定しているか。 ・ 申請者の食料品又は飲料製造部門は、中心的な事業として継続又は成長が見込めるか。	/	× 2		
6	【審査項目】 県の補助金の利用実績の有無 【評価の視点】 ・食品製造事業者を対象とした県の補助金 (※)の利用実績が無く、優先的な支援先として適当か。 ※過年度の補助事業 平成26年度 秋田の食品加工機能向上支援事業 平成27年度 食品事業者加工機能向上事業 平成28~30年度 食品事業者経営基盤強化支援事業		× 1		
	合計			/ 40	

配点	評価基準		
5	たいへんよい		
4	よい		
3	適当である(標準)		
2	やや問題がある		
1	不適		

【総評】			